

## 現代によみがえる 賀川豊彦の「子どもの権利論」

調査研究部 福田 いずみ

一億総中流社会と信じられ、高度経済成長期以降、貧困をめぐる問題は長い間語られることがなかったが、2000年以降は「格差社会」であることが多くの人たちに意識されるようになった。そして、経済危機などによる親の経済状態の悪化と歩調を合わせるかのように、「若者の格差」や「子どもの貧困」の問題が深刻化、「児童虐待」の悲しい事件が頻発するなど大きな社会問題となっている。

政府はこの問題に鑑み「子ども・若者育成支援推進法」を施行するとともに、7月23日に基本施策の「子ども・若者ビジョン」を決定した。そこには、「5つの理念」などの基本的方針をもとに、子ども・若者が直面している問題の解決に向けた対応策を盛り込み、すべての子ども・若者の健やかな成長を支援することとしている。

### 5つの理念

1. 子ども・若者の最善の利益を尊重
2. 子ども・若者は大人と共に生きるパートナー
3. 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
4. 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
5. 大人社会の在り方の見直し

ところで、約100年前、キリスト教社会運動家であり「農協共済の父」としても知られる賀川豊彦が、子どもが生きてゆくための基本的な権利が守られることを願い、「6つの子

どもの権利」を唱えていたことをご存知だろうか。

救貧と伝道の活動を行った神戸のスラム街において、未来の担い手である子供たちが飢えや伝染病で死亡したり、家族の生活のために身売りさせられたりする現状に慟哭した賀川は、1924（大正14）年、東京深川の児童保護講演会で「6つの子供の権利」を提唱している。国連で「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」が採択される3ヶ月前の話である。

今、改めて「6つの子どもの権利」を読み返してみると、前述に挙げた「5つの理念」との共通項が存在することに驚かされる。

そこで今回は、賀川の数多くの社会的な活動の中に埋もれ、今はあまり触れられることのない「6つの子どもの権利」について紹介していきたい。

### 6つの子どもの権利

1. 子どもは食う権利がある
2. 子どもは遊ぶ権利がある
3. 子どもは寝る権利がある
4. 子どもは叱られる権利がある
5. 子どもは親に夫婦喧嘩を止めて乞う権利がある
6. 子どもは禁酒を要求する権利がある

賀川は前述の講演の冒頭で「子どもには種々権利がある。権利といえば非常に堅苦しいようであるが、私が云う権利というのは、学者達という難しい意味での権利ではない。また法律上の明文で明らかに認められたものではないのである。然しながら我々が社会生

活を為すにつけては大きな意義のある重要なものである」と述べ、「6つの子どもの権利」に対して次のような解説を加えている。(講演録より一部抜粋)

1. この世に生まれたのは、早死したり虐待されたりするためではない。幸福に安全に健全に成長発達すべきものとして、親は自分の生んだ子どもが健全に成長するために食べ物を供する義務があり、子どもはそれを食べる権利がある。
2. 子どもは美しい大自然の中で生まれ持っている活動欲を十分に発揮することが必要であり、子どもは健全に成長するために遊ぶ権利を有し、親、社会はこの子どもの権利を満足させる義務を有する。
3. 人間は新たな力を養うために睡眠をとらなければならない。子どもは自分の健全なる発達のために睡眠を要求する権利を持っている。
4. 叱ることと怒ることは違うものであって叱るとするのは子どものためを思い之を愛して立派なものに育てようとするが故に行うものである。子どもが健全に発達するためには悪は悪として訂正され、善は善として認められるべき権利を持っているのである。
5. 夫婦仲良くして温かい円満なる家庭を作ること親の子どもに対する義務である。  
子どもが生まれたのは健全に成長するため、幸福になるため、健全な思想と道理とを与えられるためである。
6. 夫婦喧嘩と酒を飲み暴れることは、果たしてこの目的を果たす所以であろうか。子どもは親に向かって酒を飲まないでくださいという権利がある。

生活に立脚し、平易な言葉で表されたこの「6つの子どもの権利」には、賀川の実践の中から導かれた子どもの成長段階で守られるべき権利(食・教育・休養・環境など)が具

体的に示されている。そして、子どもの問題は往々にして親子という上下関係において生じるのではなく、むしろ夫婦間など大人社会の中で生じていることを看破しているかのようである。

賀川は、子どもは保護の対象であっても、大人のような権利の主体ではないと考えられていた当時であっても、臆することなく子どもの権利を唱えていた。それは単に子どもを守るためではなく、争いや貧困がもたらす結果というものを彼自身がよく知っており、それらを未来に継承すべきではないというメッセージも込められているのだろう。

それから約100年の時を経た今、再び時代を越えて彼の言葉に耳を傾けなければならないと感じた次第である。

賀川 豊彦(かがわ とよひこ)

1888年7月10日－1960年4月23日

大正・昭和期のキリスト教社会で世界的に知名度の高い宗教家。労働運動や農民運動にかかわる中で、教育・経済的活動を中心とする協同組合組織や、協同組合による生命保険事業の必要性を唱え、農協の共済事業を実現させることに大きく貢献したことから「農協共済の父」とよばれる。

また、次世代を担う子どもたちに大きな期待を寄せ、子どもたちの権利を守り、教育を推進する活動に努め、児童福祉の分野では、幼稚園や保育園など子ども家庭支援事業などを展開した。1999年12月、国連が採択した「子どもの権利条約」のもと「子どもの最善の利益を守るリーダー」世界の25人の中に唯一の日本人として選ばれている。

#### 参考文献

- ・『賀川豊彦 子どもの権利論の手引き』  
賀川豊彦記念・松沢資料館
- ・『子どもの権利』 田村直臣 久山社
- ・『世界子ども白書 2000』 UNICEF
- ・『子ども・若者ビジョン』  
平成22年7月 子ども・若者育成推進本部